

## 愛知県種鷄場跡地の活用検討業務委託仕様書

### 第1章 総 則

#### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が実施する、愛知県種鷄場跡地活用方法に係る提案（以下「提案業務」という。）の作成業務について適用するものとする。

2 提案業務は、契約書、安城市委託契約約款、関係規定及びこの仕様書に基づいて実施するものとする。

3 業務期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

#### (提案業務の目的)

第2条 令和6年度に、移転により更地となる愛知県種鷄場（所在地：愛知県安城市篠目町古林30-6）の跡地（以下、種鷄場跡地といいう。）の活用方法について、主たる地権者である、あいち中央農業協同組合の意向を踏まえつつ、現状把握を行った上で土地利用のコンセプト案を提案してもらうことを目的とする。（種鷄場跡地の概要は別紙「種鷄場跡地概要」参照）

#### (法令等の遵守)

第3条 本提案業務の受注者は、実施するにあたって本仕様書によるほか、次の関係計画及び規則等諸法令を遵守するとともに、熟知し提案に反映しなければならない。

(1) 安城市総合計画

(2) 安城市農業基本条例、安城市食料・農業・交流基本計画

(3) 国の食料・農業・農村基本計画及び食育推進基本計画、都市農業振興基本計画

(4) 県の食と緑の基本計画及び食育推進計画、都市農業振興計画

(5) 安城市都市計画マスタープラン、その他関連計画、関連法令等

#### (受注者の義務)

第4条 受注者は、提案業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守しなければならないこと。

(2) 定められた期間に提案業務が完了するように作業の円滑化につとめ、提案業務を完了すること。

(3) 提案業務の実施にあたり、契約書、仕様書、及び発注者の指示に従い策定の意図、目的を十分理解したうえで、最高の技術を発揮できるよう努めること。

(4) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

#### (主任技術者)

第5条 受注者は、提案業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2 主任技術者は、契約に基づき提案業務に関する技術上的一切の事項を処理するものとする。

3 主任技術者は、提案業務の履行にあたり技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

## (提出書類)

第6条 受注者は、提案業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるものほか、次の書類を提出し承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
  - (2) 主任技術者の選任届（経歴付記）
  - (3) 工程表
  - (4) 業務完了届け及び納品書
  - (5) その他必要書類
- (打ち合わせ等)

第7条 受注者は、提案業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡を取り、提案業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度記録し相互に確認しなければならない。

2 提案業務の着手時及び作業の区切り等必要な場合において、発注者と受注者は打ち合わせを行うものとし、受注者はその結果について文書で記録し、発注者に確認しなければならない。

### (資料の貸与及び返却)

第8条 発注者は、提案業務遂行の上で必要となるデータ及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、データ及びその他関係資料の貸与を受ける際は、発注者に借用書を提出し、策定完了後直ちに発注者へ返還するものとする。

### (納品成果品)

第9条 受注者は、提案業務が完了したときはその旨を発注者に通知し、成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

2 提案業務期間中において発注者の指示があった場合は、成果品は部分提出するものとする。

### (手直し)

第10条 提案業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。

### (検査)

第11条 発注者は、第9条1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者立合いの上、各業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。受注者は、完了検査に際して、成果品及び他の関係資料などを整え、原則として主任技術者を検査に立ち会わせなければならない。

## 第2章 委託業務内容等

### (業務内容)

第12条 提案の策定に当たり、次のとおり本市の現状及び課題並びに他市の類似事例施策等を把握し、関連計画の照査及び先進事例の研究について、基礎的な調査を行うことにより、種鶏場跡地の利用案を提案する。

### (1) 種鶏場跡地の特性の整理

対象地の現状をとらえて、特性（強み・弱み）などを多角的な視点で整理を行う。

## (2) 土地利用に関する動向調査

対象地と類似性の高い事業例について、調査・整理を行う。

## (3) 土地利用の方針案の検討

前号までの検討結果を踏まえて、対象地の土地利用のコンセプト案を2案以上検討する。

コンセプト案は、種鶏場跡地が第9次安城市総合計画基本構想の土地利用の方針において「農業イノベーション創出ゾーン」として位置づけられていることを踏まえ、最先端技術の研究や実証、従来の形にとらわれないバリューチェーンの構築など、新しい農業の価値を創出する拠点となるものとすること。

また、それぞれの案に対し、以下の条件を整理した上で、簡易収支を作成すること。

- (ア) 都市計画法及び関連する法律などの調査に基づく、土地の利用条件
- (イ) 地権者の意向調査に基づく、借地料等の条件
- (ウ) 土地を活用する者の意向調査に基づく、初期投資及び運営に要する支出可能な予算等

### (提案の作成)

第13条 前条までの調査に基づき、提案を作成する。

- 2 種鶏場跡地の活用に関しては、イメージ図、イラストを作成すること。
- 3 前2項により定める提案の概要版を作成する。なお、イメージ図、イラスト、表等の作成費用は受注者が負担する。

### (作業部会等の運営支援)

第14条 提案の作成に当たっては、次のとおり作業部会、意見交換会等の運営を支援し、提案の作成に反映させる。

#### (1) 作業部会

受注者は、安城市及びあいち中央農業協同組合で構成する作業部会の企画、準備及び運営を支援する。

また、作業部会の運営に係る一切の経費については、会場使用料を除き、受注者がこれを負担する。

なお、開催回数（概ね4回程度を予定）、議題、運営方法等については、別途協議することにより適宜進めることとする。

#### (2) 意見交換会等

受注者は、発注者が計画の策定にあたって関係する団体と実施する意見交換会の企画、準備及び運営を支援する。

また、意見交換会等の運営に係る一切の経費については、会場使用料を除き、受注者がこれを負担する。

なお、開催回数（概ね3回程度を予定）、議題、運営方法等については、別途協議することにより適宜進めることとする。

- 2 受注者は作業部会及び意見交換会等の運営支援に当たり、各々2名以上出席せなければならない。ただし発注者が不要と認めた場合はこの限りではない。

- 3 作業部会及び意見交換会等終了後、受注者は速やかに要点筆記により会議録を作成し、発注者に提出しなければならない。

(策定スケジュール)

第15条 各業務の実施時期については、受注者において委託業務内容を精査したうえで検討し、発注者へ提示すること。(下図は発注者の案)

業務内容	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約締結協議（7月下旬）												
（1）種鷄場跡地の特性の整理												
（2）土地利用に関する動向調査												
（3）土地利用の方針案の検討												
提案報告書の作成												
概要版（イメージ・イラスト）の作成												
打合せ等	令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例打合せ（月1回目安）												
作業部会												
意見交換会等												

(成果品)

第16条 納品する成果品の概要は、下記に示すとおりとする。

- (1) 提案報告書 1式
- (2) 提案報告書の電子データ (PDF データ及び編集可能な Word、Excel 等)
- (3) 提案の概要版 1式
- (4) 提案の概要版の電子データ (PDF データ及び編集可能な Word、Excel 等)
- (5) 打合せ等会議記録 (電子データ) 各1式(会議終了後概ね1週間以内)
- (6) その他発注者が指示する資料

(契約代金の支払)

第17条 契約代金は、第11条の記載された検査の完了後に支払いをする。

(契約約款)

第18条 本業務の契約については「安城市委託契約約款」等の安城市契約規則に準拠する。ただし、(契約代金の支払) 第32条については、本仕様書の記載内容を優先する。

(その他)

第19条 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずに使用、他に貸与しないこと。また、成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何かしらの申し出がなされた場合は、すべて受注者の責任において対処すること。